

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
山口県山口市	1	①マイナンバーの多目的利用に向けた規制緩和  ②お金とデータの地域内循環による地域課題の解決	①「マイナンバー（地域ID）」をキーとして、基本4情報・顔情報・口座番号（または地域ポイントカード）を本人の同意のもと、紐づけることで、確実かつ正確に個人を特定し、手ぶらで、接触や密を回避し、迅速かつ正確なワクチン接種の接種や買い物や移動における支払いを可能とする。また、様々な分野のデータと連携することで、これまで見えてこなかった課題を可視化し、その課題解決に向けた新たなサービスの構築を図る。  ②マイナンバーをキーとして、金融機関との口座と連結させた顔認証や手のひら静脈認証等の生体認証により支払い管理ができるようにすることで、詐欺の防止に向けたタンス預金の解消を図るとともに、成年後見の財産管理等にも活用することなど、高齢者等において、安全に、安心して、手間なく支払いができるような仕組みを構築するとともに、支払いデータ、POSデータや先端的なサービスで蓄積されたデータ等と連携させて、AIによる解析等を行うことで、高齢者の見守り等の地域課題の解決を図る。	①地域内での生活活動や各種サービスの提供を受ける際には、マイナンバーの提示を行わず、マイナンバーに紐づけされた生体情報をもとに、生体認証機能を活用することで、顔や手のひら静脈等の「生体情報」をキーとして、迅速で正確な行政サービスや手ぶらでの買い物・移動など、便利で高品質のサービスの提供を可能とする。  ②地域外に「お金とデータ」が流出しなくなり、地域内で資金とデータが循環することにより、事業の発展性が向上されやすくなる。マイナンバーをキーとして、金融機関との口座と連結させた顔認証や手のひら静脈認証等の生体認証により支払い管理を行うことで、高齢者等の安全安心な支払いを可能とするとともに、先端的サービスで蓄積されたデータとマイナンバーに紐づけられるデータを連携させ、AI等でデータ解析することで、更なる高品質な市民サービスの提供が可能となる。さらに、そのサービスの提供による効果等のデータを取得し、AI等でデータ解析し新たなサービスを提供する循環型サービス提供システムの構築が可能となる。	更なる高品質な市民サービスを提供するため、マイナンバーに紐付けされるデータ連記は必要不可欠であるが、マイナンバー（個人番号）を含む個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人の同意があっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八号及び第九号（定義）、第19条（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限）	ワクチン接種を始め、迅速で正確な行政サービスの提供や、官民で効率的な情報の連携、活用し、便利で高品質のサービスの提供が図れるように、マイナンバー制度を徹底的に活用するとともに、詐欺の防止に向けたタンス預金の解消や成年後見の財産管理等に向けて、マイナンバーをキーとして、口座と連結させた生体認証による支払管理を行い、高齢者等の安全安心な支払いを実現するために、特定個人情報を、個人情報と同等の位置付けとするように、各条項における制限の緩和及び特例の設置。	デジタル庁	マイナンバー制度では、①個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施する、②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、マイナンバー法の規定によるものに限定する、③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられている。こうした措置は、マイナンバーが全住民に悉皆的に付番され、他の識別子に比べて識別強度が強く、情報のマッチングや集積した情報の名寄せなどによるプライバシー侵害を防止する必要があることから、住基ネット最高裁判決を踏まえ講じられたものであり、これらの緩和又は特例を設置することは困難である。
山口県山口市	2	デジタル化による中山間型地域包括支援体制の構築	加齢等による身体機能低下をきたす高齢者が多く、通院するにも広大な地域の中で移動手段が十分でないため、通院も難しく、地域内には、診療所等が少なく、その結果、指定訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションができる事業者が少ないことから、十分なリハビリサービスを受けることができない。 そこで、医療機関でなくても、医師等の指示のもと、訪問リハビリテーションの提供を可能とできるような規制緩和を行うことにより、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が独立して開業して、リハビリサービスを提供すること可能となり、コミュニティナース等の役割を担いつつ、リハビリサービスを提供することで、地域の実情に合わせた高齢者支援が展開できる。	地域内で、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が独立して開業することで、新たな雇用が生まれるとともに、高齢化が急速に進展する中、医療サービス等の提供が十分担保されていない中山間地域において、住み慣れた地域で安心して暮らさずつけられるように、きめ細やかなサービスの提供を図ることが可能となる。	指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションについては、専任の常勤医師1名以上で、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院でないことと設置できないこととなっていることから、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が独立して開業することはできない。	介護保険法施行規則百七十七条第一項第五号（指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等）  介護保険法施行規則百四十条の六第一項第五号（指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請）  指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準第七十七条第一項（設備及び備品等の要件）  指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第八十条第一項（設備及び備品等の要件）	地域外の医師等と連携して、病院や診療所、介護老人保健施設だけでなく、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が、指定訪問リハビリテーション又は、指定介護予防リハビリテーション事業所を開設できるように、介護保険法施行規則等の各条項における制限を緩和。	厚生労働省	○訪問リハビリテーションは、 ・ 医師の診療に基づき、医師や理学療法士等が利用者の医療ニーズや心身状態等を踏まえリハビリテーション計画を作成し、計画に基づき理学療法士等が実施することとされていますが、 ・ 医師の詳細な指示があることで、ADLが更に向上するという分析もあるなど、利用者が効果的なリハビリテーションを受けられるよう、医師の医学的判断に基づく詳細かつ具体的な指示を随時受けられる事業所としての体制を有していることが重要です。  ○このため訪問リハビリテーションは、利用者の病状等を把握している医師が継続的な医学的管理の下でサービス提供可能な、医師の配置がある病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施するものと基準省令において規定されています。  ○ 介護保険サービスの給付は、国費や第2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に関わるものであるから、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のもです。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
山口県山口市	3	中山間地域内限定の移動手段の確保に向けた規制緩和	<p>①不足する交通事業者の運転士を確保するために、地域の有志等（地域団体を想定）を「地域内限定ドライバー」として、地域内の送迎等をデマンドによる移送を行う。</p> <p>②また、運送事業者が、荷物の配送時に、地域内の拠点やバス停等に移送を行う貨客混載事業を実施することで、地域内のラストワンマイルの移動を補完する。</p> <p>③地域外や遠方までの運転は不安でも、よく知る地域内の運転であればできるという方もいることから、地域内の移動に限定した低速EV車両（最高速度時速30km）を導入する。運転には普通自動車免許が必要だが、一定の運転講習等を受講してもらい、限定免許を交付することで、運転可能とする。そうすることで、地区内での買い物、通院、イベント等へ自分の運転で参加することが可能となり、遠方までの外出には、地域内にパークアンドライド駐車場を設置して、公共交通へ乗り換えて目的地へ移動。</p>	<p>①これまで、高齢者の方でバス停や鉄道駅まで歩いていくことが難しい方は、近隣の方や家族にお願いして目的地まで連れて行ってもらったが、都合が悪くなった場合にはその用事をあきらめてしまうことが多い。左記の事業を実施することで、高齢者の方も兼ねねすることなく、外出機会が増えることが見込まれ、地域内の活動、経済効果が一定程度見込まれる。</p> <p>①タクシー事業としてこれまで地域の需要に応えられなかった運送が可能となるため、一定の収入増が見込まれる。</p> <p>②免許返納を行った高齢者の新たな移動手段の確保につながる</p> <p>③免許返納を検討している方の運転免許の延長につながることも、高齢者の新たな移動手段の確保につながる。外出機会の増加が見込まれる。</p> <p>また、当該地域を含む阿東地域は広域であるため、タクシー配送のための回送が非常に長い距離を要する。そうした課題を解決するために、地域内の指定箇所までは超小型車両で自ら運転し、そこからはタクシーにより目的地に行くといった相乗効果につなげる。</p>	<p>①タクシー事業などの一般旅客運送事業を行う場合の事業用車両の運転は、第二種運転免許を受けた者でないとならないことから、現行では取組が不可能</p> <p>②過疎地域においては、運送事業者の貨客混載は認められているが、道路運送法上の運行管理者を設置するなど、旅客自動車運送事業の許可を得る必要があるが、過疎地域では、採算性の観点から旅客自動車運送事業の許可が足かせになっている。</p> <p>③現在、警察庁において、小型モビリティ・ミニカーの限定免許の交付について検討が進められているが、現時点では、限定免許として認められていないため、現行では取組が不可能。</p>	<p>①道路運送法 第二十五条（運転者の制限） 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令 三号 道路運送法 第八十六条（第二種免許）</p> <p>②旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について（平成29年8月7日自動車局長通知）</p> <p>③道路運送法第九十一条（免許の条件）</p>	<p>地域内限定免許の創設</p> <p>①道路運送法第二十五条及び道路運送法第八十六条の規制緩和。交通量が少なく指定した地域内の一般旅客事業（タクシー事業）について、地域内の住民等が運転講習等を受講し、運転の適性が認められ、安全性が見込まれる場合に限り、タクシー事業の運転免許を交付され、当該地域内の一般旅客事業（タクシー事業）の運転が可能となるように特例を設置。</p> <p>②自家用有償旅客運送事業と同様に、地域内限定で、運送事業者が登録制で貨客混載ができるように、道路運送法に特例を設置。</p> <p>③海外の事例と同様に、速度上限時速30kmとする超小型モビリティ・ミニカーにおいて、地域内限定、日中限定とする道路運送法第九十一条における限定免許を交付できるように特例を設置。</p>	警察庁	<p>第二種免許制度は、旅客自動車の運転が、1日の走行距離や輸送人員が多くなること、乗客の動静確認及び安全確保等のため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること、旅客自動車による事故は多くの人命を損ないかねないこと等を踏まえ、運転経験や取得要件について第一種免許よりも厳格な要件を定めることとしているもので、交通安全を確保する上で、重要な意義を有しています。したがって、御提案の事業が道路運送法上の旅客自動車運送事業に該当する場合は、その旅客自動車の運転に当たり、第二種免許を不要とすることについては、慎重な検討を要するものと考えます。</p> <p>一方で、少子化等を背景に、自動車運送業界における運転者不足が深刻化する中で、同業界における運転者不足を解消する必要性があることも承知しており、令和2年道路運送法改正により、特別な教習を修了した方は、第二種免許の受験資格の特例（「21歳以上かつ普通免許等保有3年以上」が「19歳以上かつ普通免許等保有1年以上」に）を受けられることとされました（令和4年6月までに施行）ので、この制度の活用も検討していただきたいと考えています。</p> <p>運転免許試験によって確認している自動車の運転に必要な適性、知識及び技能は、運転する地域によって異なるものではなく、運転免許試験に合格していない者に自動車を運転することを認めた場合には、歩行者や自動車等の他の交通主体に危険を及ぼすおそれがあることから、地域を限定した場合であっても、異なる手続で運転免許を与えることはできません。（※令和3年11月時点）</p> <p>貨物自動車運送事業者は、貨物の運送に付随して有償で旅客を運送する場合、安全性の確保等の観点から、一般旅客自動車運送事業の許可を取得する必要があります。</p> <p>ご指摘のとおり、自家用有償旅客運送事業は、許可ではなく登録により実施することを認めているが、これは、一般旅客自動車運送事業により旅客運送を行うことが困難な過疎地域において、特定多数の利用者の利便を図ることなく、営利を目的としない者に限定して実施されるものであるため、許可を取得する必要ではないとの考えによるものである。</p> <p>他方で、ご提案の内容は、貨物自動車運送事業者という営利事業者によって行われる貨客混載を前提としているため、自家用有償旅客運送事業の有する上記の特性とは異なるものであり、登録制とすることは適当ではない。</p>
山口県山口市	4	AIを活用した「避難支援」に向けた規制緩和	<p>自治体からの避難情報とは別に、災害時には、データ連携基盤からAIが市民に最適な避難行動を判断し、個人向けの避難情報を携帯端末へ自動配信するとともに、AIからの避難情報を受信した住民は、どのような避難行動を取るかを携帯端末で選択して、実際に避難行動を取る。また、個人向けに配信された避難情報及びその後の返信情報、避難行動要支援者の情報、それぞれの位置情報は災害対策本部や地域交流センターを始め、避難支援等関係者（自治会、民生委員、消防団等）間において共有されることで、避難行動要支援者を含めた地域住民の「逃げ遅れゼロ」を実現する。</p>	<p>災害時において、市民、個々の状況に応じた避難情報を配信することで、自助による逃げ遅れを回避することが可能となるとともに、要避難支援者等の避難支援が必要な方の情報を、避難支援者等と情報共有を図り、共助による避難支援体制を構築し、逃げ遅れを回避することができる。</p>	<p>災害時においては、誰一人取り残さない避難情報の発信や避難所支援を行うためには、位置情報を始め、様々な個人情報を、地域や事業者等との共有が大変重要であり、現場においては、多くの支援者が関わる中で、「本人の同意を得ることができない場合」の判断を行うことは不可能である。</p> <p>令和3年5月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府）が改訂され、避難行動要支援者の福祉避難所への直接避難が示されたが、介護保険法等において、現在、災害救助法の適用がある場合には、介護サービスの提供における「定員超過」や「人員基準欠如」が一定程度緩和され、また、介護報酬の算定が可能であるのに対して、実際に避難行動を開始する「高齢者等避難」など、発災前もしくは災害救助法の適用前においては、こうした要件が緩和されないため、高齢者等の要避難支援者が多い本地域において、避難行動において、迅速かつ継続的なサービスの提供の支障となっている。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第十六条第三項第二号</p> <p>①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号） 第二条 ②指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う事実上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） ③災害に被災した要介護高齢者等への対応について（平成28年4月15日厚生労働省老健局事務連絡）</p>	<p>個人の同意の有無を問わず非常時には利用を可能とするように、左条項を緩和及び特例を設置。</p> <p>実際に避難行動を開始する「高齢者等避難」など、発災前もしくは災害救助法適用前においても、「定員超過」や「人員欠如」があっても受け入れができ、介護報酬への算定が可能となるように特例を設置。</p>	個人情報保護委員会	<p>○ご提案の緩和・特例の趣旨は不明ですが、法第16条第3項第2号における、「本人の同意を得ることができない場合」の判断にあたっては、下記ガイドラインの事例をご参照ください。</p> <p>3-1-5 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）</p> <p>事例2）大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報を家族、行政機関、地方自治体等に提供する場合</p> <p>&lt;参考&gt; 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） <a href="https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsuoku/#a3-1-5">https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsuoku/#a3-1-5</a></p> <p>○大雨災害等の発生時においては、災害救助法の適用の有無や現場の状況等を総合的に判断した上で、事業所等が被災したことにより人員基準、介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を一時的に満たすことができなくなる場合について、柔軟な取扱いが可能であることをお示しており、 ・避難所等に避難して高齢者について、必要に応じて緊急措置として社会福祉施設等への受け入れを行う場合、受け入れる施設において、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えないことや、 ・被災地に職員を派遣したこと等により一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な取扱いが可能であること 等をお示してきたところです。</p> <p>○大雨災害等の発生時において、保険者等が迅速に柔軟な対応をとれるよう、引き続き自治体と連携しながら対応してまいります。</p>